



公社ガ日連発第 80 号
2020 年 9 月 4 日

内閣府男女共同参画局
推進課 御中

(公社) ガールスカウト日本連盟
会長 和田 照子

第 5 次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方についての意見

ガールスカウト日本連盟は、「第 5 次男女共同参画基本計画」基本的な考え方について賛同するとともに、以下の(1.~12.に記載)事項について、計画に盛り込むことを強く要望します。なお、これらはガールスカウトが実施した調査に寄せられた全国の女子高校生や女子大学生からの意見を基にしています。

<女子高校生・女子大学生の声>

* 「女子高校生調査報告書 2019」

<https://www.girlscout.or.jp/report/20190021883/>

「女子大学生×ジェンダー調査報告書 2020」

<https://www.girlscout.or.jp/report/20200022288/>

ガールスカウト日本連盟は、「少女と若い女性が自分自身と他の人々の幸福と平和のために、責任ある市民として自ら考え、行動できる人となれるようにする」ことを使命としており、SDGs についても少女や若い女性をはじめとする一人ひとりの会員が、市民社会の一員として 2030 年までに SDGs を達成することを目指し、さまざまな取り組みをおこなっています。特に、SDGs の「目標 5 ジェンダー平等を実現しよう」については、性別にかかわらず誰もが生きやすい社会にするためには欠かせない目標と考えており、「第 5 次男女共同参画基本計画策定にあたっての基本的な考え方」は、少女や若い女性の未来にかかわる重要な計画だと考えています。

1. 男女共同参画という名称を、将来的に変更することを明記してください。

第 1 部 基本的な方針の定義にある男女の性別記載について：

1 ページをはじめ、さまざまなところで使用されている「男女」という表現が現在の社会では適切でないと感じます。文中からは、多様な人が共生することまで視野

に入れられていることは理解できます。しかしながら、男女共同参画という名称は、「性別にとらわれない社会の実現を目指す」には不適切に感じます。女性の置かれている現状などから名称変更には時期尚早と理解できますが、2020年代に30%が実現するときには、「男女共同参画」という名称から、新たな名称に変更できるよう5次計画から、変更の可能性について明記してください。

2. すべての項目に具体的な数値目標と期限を定めてください。

第1部 基本的な方針の数値目標と期限について：

9ページ(1) 基本的な視点及び取り組むべき事項②に、2020年代の可能な限り早期に30%程度になるよう目指して取り組みを進めるとありますが、30%を実現するまでの明確な数値目標と期限を設定することで、より実現しやすくなると考えます。また、2030年代には誰もが性別を意識することなく活躍という点については、50%が実現できると理解しました。これを実現させるためには、2030年代ではなく、明確な年を設定してください。

3. 候補者の性別割合をより明確に。また、男女年代別割合も示してください。

第2部 政策編

1.あらゆる分野における女性の参画拡大

第1分野 政策・方針決定通過過程への女性の参画の拡大

1. 政治分野

14ページの(2) 具体的な取組のア、イ、ウ、のすべてに、女性を一定数必ず含むことがわかるよう明確な割合を示してください。国会議員が男女同数になることや、政府各省庁の意思決定者レベルでも女性が30%以上になるような施策を定め、実践すべきです。また、女性に限らず男女共にさまざまな年代の人が入るよう候補者の割合には、性別と年代の割合を決めてください。

4.女性に対する各種ハラスメント防止対策は、ニーズにあうものにしてください。

第2部 政策編

1.あらゆる分野における女性の参画拡大

第2分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和

2.雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進

28ページ(2) 具体的な取組のウ 女性に対する各種ハラスメントの防止について
③・④就職活動中の学生に対するセクシャルハラスメントの防止は、より実態把握につとめるとともに学生が相談しやすいオンラインサービスを就職支援サイト運営

企業などと連携し、開発および提供を実現してください。「相談がない、連絡がない＝ハラスメントがない」のではなく、声を上げにくい環境が問題を可視化できない原因にもなっていると考えられます。安心して働ける環境を整えなければ、男女の均等な機会にはなりません。

ガールスカウトがおこなった調査*では、72%が就職を考える際、女の子であることで何か障害があると思っていることが明らかになりました。また、実際に就職活動をしたことのある女性のうち25.4%は実際に不利益や差別を感じており、決して少なくありません。普段の生活で、性的な嫌がらせや性差別を経験したりみたりする女子大学生は92%にもなり、インターネットであると答えた女子大学生は86%で、女子高校生の46%の約2倍です。

5. 子供、若年層への性暴力の根絶に向け、より具体的な対策を実施してください。

II. 安心・安全な暮らしの実現

第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

3. 子供、若年層に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進

47 ページ (2) 具体的な取組

- ① 包括的性教育を人権教育とともに、性別に関わらず小学生から実施できる体制にしてください。より早急な実施を実現するために、文部科学省や厚生労働省とともに実行できる体制を整えることを明記してください。
 - ② 子供たち自身への教育が進み、自分は悪くない、助けを求めてもいいと分かり、これまで明らかにならなかった暴力が見えてきます。しかし、相談された大人が、自身の経験から暴力の被害に遭っているのだと分からず相談機関につなげられないことがないよう、子供たちへの性暴力の実情を知るための研修を教員に対し毎年、実施することを義務付けてください。
 - ⑨ 児童生徒に対してわいせつ行為に及んだ教員や保育士等に対する厳正な処分の徹底とより厳しい処分ができるようにしてください。
- 障害のある子供や外国籍の子供の被害に対する支援を明記してください。61・62ページの第6分野内に障害者や外国人に関しての記載はありますが、少女や女性に対する性的な暴力の根絶には、明記されていません。少女や女性というだけでなく複合的な要因で差別や暴力を受ける人たちの被害は明らかになりにくいので、はっきりと明記し、対策をおこなってください。

6.インターネット上の差別や暴力に対し、より厳しい対策を実施してください。

II.安心・安全な暮らしの実現

第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

8. インターネット上の女性に対する暴力等への対応

54 ページ (2) 具体的な取組

③現在も対策を講じられていると思いますが、女子高校生や女子大学生*を対象とした調査では、インターネット上の広告や投稿に不快なものが多いという意見があります。インターネットを使わない生活が考えられない今、日常的に表示される性的な画像や漫画などが表示されることは深刻な問題です。インターネットサービスプロバイダへのガイドラインを発行し、厳格に処罰対象としてください。

7.防災・復興行政に携わる女性参画の数値割合と実現の期限を定めてください。

II.安心・安全な暮らしの実現

第8分野 防災・復興における男女共同参画の推進

1.国の防災・復興行政への男女共同参画の視点の強化

2.地方公共団体の取り組み推進

73 ページ 1. (2) と 2. (2) の具体的な取組には、どちらにも女性の参画の明確な数値割合とその実現の期限を入れてください。

8. 教育とメディアは分野を分けてください。

II.安心・安全な暮らしの実現

第10分野 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進

79 ページ

人々がメディアから受ける影響はとて大きく、教育だけでなく全ての分野に影響するといっても大袈裟ではありません。どの分野においても、メディアに関する対応や教育に関すること、担当部署が発信する啓発キャンペーンなどにも、その視点が重要だからです。教育とメディアを一つの分野にしてしまうことは、効果的な対策とは思えないので分野を分けることを希望します。また、メディアに関することは「基本的事項」および「各分野」にそれぞれ明確に記載することを希望します。

ガールスカウトの調査*で明らかになっているメディア（特にインターネット上）から受ける性的な嫌がらせや広告、価値観に及ぼす影響は深刻です。

9. アンコンシャスバイアスに対する教育を強化してください。

II.安心・安全な暮らしの実現

第10分野 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進

1. 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育学習の充実

80 ページ (2) 具体的取組 ア 校長をはじめとする教職員への研修の充実

①②アンコンシャスバイアスを取り払う教育をすぐにでも実施できるよう、対象年齢や具体的な成果目標を明示してください。また、学校、教育委員会、教職員養成・育成での取り組みは、外部団体とも連携して実施できるようにし、必須の取り組みとなるようにしてください。また、それに必要な十分な予算も確保するように明記してください。

80 ページ (2) 具体的取組 イ 男女平等を推進する教育・学習の充実

②に記載のある学習プログラムを開発し、活用を促すだけでなく、保護者や進路指導担当教員の方への理解促進を強化することに関する項目を追加してください。

③学校教育とガールスカウトなどの社会教育団体の連携により、教職員以外による多様な学習機会の提供を強化できるようにしてください。

81 ページ エ 多様な選択を可能にする教育・能力開発・学習機会の充実

教員や就職支援に携わる人に対し、固定的な価値観を学生に押し付けることのないよう研修を義務付けてください。

⑤の具体的な対応策の一つとして、共学の大学入学者選抜において性別がわかる記載を排除してください。

私たちがおこなったジェンダーに関する女子高校生調査*では、女兒の能力強化を妨げている「見えないバリア」が存在することが明らかになりました。「見えないバリア」は女兒が何かに挑戦しようという気持ちを挫き、男児に比べて低い自己肯定感につながっています。その「見えないバリア」は、学校や社会、メディア等各方面に存在します。しかしながら、私たちは、その事実に対する国内の認識が低いことと、「見えないバリア」を排除するための取り組みがほとんど見られないことを非常に憂慮しています。その「見えないバリア」を取り除けば、より積極的に自己実現及び社会貢献を目指す人材が増えることにつながり、社会における多様性の確保に貢献していきます。（女兒・男児は18歳以下を指します）

10. ジェンダーに配慮した広告に関するガイドラインの普及を実現してください。

II.安心・安全な暮らしの実現

第10分野 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進

4. メディア分野等と連携した積極的な情報発信

83 ページ (1) 施策の基本的方向に賛同します。(2) 具体的な取組に記載されていることの実現を期待します。そして、行政だけでなく、いかなる広報においても、市民にわかりやすくすることはもとより、男女が平等に描かれていることや表現等を点検し、ジェンダーに配慮した広報をおこなうよう、ガイドラインを設定し、その遵守を徹底するよう要望します。また、広報活動の情報制作、報道及び役員に女性を一定数含めた報道機関・広告会社が広報に携われるようなガイドラインを作成し、確実に実行するよう求めます。

ガールスカウトの調査*では、日本のメディアが発信する偏った情報により、多くの性差別があり、それを少女たちが認識していることも明確になりました。メディアの特徴を学ぶ機会は、日本の学校教育にはほとんど存在しません。そのため、以下のような問題が起きています。53%の日本の少女が、「メディアでは、男女は平等に描かれていない」と回答し、「わからない」は、34%でした。一方、同様の質問をしている英国の調査では、「わからない」14%で、日本とは大きな差があることが分かっています。また、女子大学生たちは、非現実的な理想の女性を作り出していると言っています。理想の女性を作ることは、女性だけでなく男性にとっても生きにくい社会になっています。

11. 調査データは、性別および年代別に明記してください。

IV. 推進体制の整備・強化

2. 男女共同参画の視点を盛り込んだ政策の企画立案及び実施等の推進

91 ページ (2) ④モニタリングやその活用の在り方に関し検討をおこなうという記載がありますが、達成度を的確に把握するためには、いずれの分野においてもデータ分析において男女別に分析してください。ジェンダー主流化においては、男女別のデータ収集および分析が基本とされており、このことにより、的確で効果的な施策が設定できるようになるためです。

国立青少年教育振興機構が2019年6月におこなった、高校生の留学に関する意識調査報告書によると日本の青少年の自己肯定感は48.4%ですが、これは男女平均であり、女子のみであれば8.3%です。男女平均の数字を使用することは、現実の問題を的確にとらえることができません。

また、2020年にガールスカウトが発表した女子大学生調査報告にある「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方への回答は、内閣府の男女共同参画社会に関する世論調査(2019年)家庭生活等に関する意識の回答と数字が大き

く異なります。母数は異なりますが、ガールスカウトが対象とした女子大学生の回答は賛成 14%に対し、内閣府調査の女性のみ賛成は 31.1%で大きく異なります。このようなことから、性別だけでなく年代別とすることにより問題が明確にできると考えます。

12.目標数、期限、連携先の記載は統一して、明記してください。

全体

各項で既に意見としてお伝えしていることも含まれますが、計画全体に影響すると思うことを以下にお伝えします。

1. 各分野に記載されていることに差があるように感じます。
例えば、ある分野にのみロールモデルを示すとあります。他分野においても必要だと思ふ項目があります。また、このような計画に関しては、対象者年齢も明確に記載することにより実現できる目標になると思ひます。
2. 連携先も明確に記載してください。
分野によっては関係省庁名や他団体名の記載がありますが、漠然としている項目もあるように見受けられます。
3. 啓発などの言葉が随所にありますが、具体的にどのようなことか明記してください。例えば、「啓発、支援、見える化の推進、好事例」などのキーワードがあるときには、どのような啓発なのか、どのような支援なのかなどを明らかにしておく必要があると思ひます
4. 関係省庁と連携が必要な場合は、どことの連携なのかを明記し、実現可能なものとしてください。
5. 閣議決定後、スピードを持って全国の地方公共団体で取り組めるようスケジュールを固め、周知徹底をお願いします。
6. 省庁や地方公共団体が関係する計画部分については、決定後、すみやかに計画し、目標の提出を義務付け、それを内閣府で責任を持って、モニタリングしてください。また、その進捗状況はウェブページで進捗が確認できるよう、内閣府のページ内に公開してください。

以上

事務担当：篠宮

Tel : 03-3460-0701

Fax : 03-3460-8383

E-mail : stv@girlscout.or.jp